

令和 7 年第 3 回 さくら市 議会 定例会 提案理由説明書

説 明 書 目 次

番号	項 目 名	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 3 号））	P 4
2	さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について	P 5
3	さくら市水道事業給水条例の一部改正について	P 5
4	さくら市下水道条例及びさくら市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	P 6
5	令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 4 号）	P 6
6	令和 7 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	P 8
7	令和 7 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	P 8
8	令和 7 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 1 号）	P 9
9	令和 6 年度さくら市一般会計決算の認定について	P 10
10	令和 6 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算の認定について	P 11
11	令和 6 年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定について	P 12
12	令和 6 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	P 12
13	令和 6 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定について	P 12
14	令和 6 年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	P 13
15	令和 6 年度さくら市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	P 14
16	市有財産の貸付けの変更について	P 14
17	土地改良事業の施行について（向溜地区）	P 15
18	土地改良事業の施行について（笹山溜池地区）	P 15
19	土地改良事業の施行について（鹿子畑池（下）地区）	P 15

番号	項 目 名	ページ
20	土地改良事業の施行について（湯前山池地区）	P 15
21	土地改良事業の施行について（鹿子畑池（上）地区）	P 15
22	土地改良事業の施行について（新溜地区）	P 15
23	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	P 15
24	一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出について	P 15
25	株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出について	P 16
26	令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率について	P 16
27	議案説明資料 参照法令等	P 18
28	さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 24
29	さくら市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 45
30	さくら市下水道条例及びさくら市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 46

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、承認 1 件、条例 3 件、予算 4 件、決算 7 件及びその他の議案等 11 件であります。

議案第 1 号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をした事件について、同条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

その概要について御説明申し上げます。

議案第 1 号の専決処分は、令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1 億 5,000 万円を追加し、予算の総額を 241 億 5,196 万 4 千円といたしました。

歳入では、15 款国庫支出金で、物価高騰対応重点支援地方創
生臨時交付金（低所得世帯支援枠等）1 億 5,000 万円を追加し、
計上いたしました。

歳出では、2 款総務費で、定額減税調整給付金（不足額給付）
事業費 1 億 5,000 万円を追加し、計上いたしました。

議案第 2 号は、さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関
する条例等の一部改正についてであります。

本案は、さくら市職員の休暇制度について、地方公務員の育
児休業等に関する法律の一部改正の趣旨を踏まえ、国家公務員
の取扱いに準拠するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、さくら市水道事業給水条例の一部改正につい
てであります。

本案は、災害その他非常の場合において、給水装置工事事業者の確保が困難であると判断されるときは、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、さくら市下水道条例及びさくら市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてであります。

本案は、災害その他非常の場合において、排水設備工事に係る指定工事事業者の確保が困難であると判断されるときは、他の市町村長等が指定した指定工事店による排水設備工事の実施を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号は、令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 4 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 2 億 5,133 万 4 千円を追加し、予算の総額を 244 億 329 万 8 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、15 款国庫支出金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー）1,712 万 1 千円、18 款寄附金で、プロサッカーによる地域の元気づくり寄附金 6,000 万円、19 款繰入金で、さくら市プロサッカーによる地域の元気づくり基金繰入金 1,300 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、3 款民生費で、施設型給付・地域型給付等事業費 3,351 万 5 千円、9 款教育費で、教育振興補助事業費 1,337 万 4 千円、小学校管理事業費 1,281 万 1 千円、中学校管理事業費 850 万 4 千円、プロサッカーによる地域の元気づくり推進事業費 7,300 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費は、企業誘致推進事業において年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

第 3 表債務負担行為の補正は、プロサッカーによる地域活性化に係る補助金を追加するものであります。

第 4 表地方債の補正は、防災施設整備事業費、氏家公民館整備事業費を追加、児童厚生施設整備事業費を廃止するものであります。

議案第 6 号は、令和 7 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 308 万円を追加し、予算の総額を 6 億 2,267 万 1 千円とするものであります。

歳入では、3 款繰入金で、子ども・子育て支援事業費補助金（支援分）308 万円を追加し計上いたしました。

歳出では、1 款総務費で、一般管理費 308 万円を追加し計上いたしました。

議案第 7 号は、令和 7 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1 億 4,696 万 7 千円を追加し、予算の総額を 39 億 7,366 万 6 千円とするものであります。

歳入では、8 款繰入金で、地域支援事業繰入金 499 万 3 千円、事務費繰入金 131 万 1 千円、9 款繰越金で、前年度繰越金 1 億 4,066 万 3 千円を追加し計上いたしました。

歳出では、1 款総務費で、介護保険事務費 131 万 1 千円、5 款基金積立金で、基金積立金 1,007 万 3 千円、6 款諸支出金で、介護給付費等返還金 1 億 3,558 万 3 千円を追加し計上いたしました。

議案第 8 号は、令和 7 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条収益的収入及び支出の支出、第 1 款水道事業費用で、既決予定額に 129 万 8 千円を追加し、総額を 9 億 1,476 万 4 千円とするものであります。

また、予算第 3 条債務負担行為は、非常用発電機更新工事（桜ヶ丘受水場、穂積中継ポンプ場）ほか 1 件を追加するものであります。

次に、令和 6 年度さくら市一般会計、氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の決算等について、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により監査委員の審査に付したところ、意見を添えて回付されましたので、同条第 3 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

議案第 9 号は、令和 6 年度さくら市一般会計決算の認定についてであります。

一般会計の決算額は、歳入 255 億 4,372 万 8,585 円、歳出 240 億 6,880 万 2,724 円、歳入歳出差引額 14 億 7,492 万 5,861 円となりました。

歳入の主なものは、1 款市税 70 億 8,401 万 73 円、7 款地方消費税交付金 11 億 6,077 万円、11 款地方交付税 35 億 4,809 万 7,000 円、15 款国庫支出金 39 億 3,690 万 8,364 円、16 款県支出金 15 億 6,850 万 4,116 円、22 款市債 24 億 9,328 万円などがあります。

歳出の主なものは、2 款総務費で、ふるさとづくり寄附事業 4 億 9,294 万 596 円、3 款民生費で、放課後児童クラブ施設整備事業 2,826 万 7,928 円、4 款衛生費で、脱炭素化普及促進事業 1,121 万 4,000 円、5 款農林水産業費で、多面的機能支払交付金事業 7,837 万 8,740 円、6 款商工費で、中小企業振興資金融資事業 14 億 9,173 万 3,016 円、7 款土木費で、道路改良事業 3 億 3,548 万 8,339 円、8 款消防費で、消防団運営事業 6,731 万 6,742 円、9 款教育費で、給食センター建設事業 15 億 7,311 万 6,462 円などであります。

議案第 10 号は、令和 6 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地地区画整理事業特別会計決算の認定についてであります。

氏家都市計画事業上阿久津台地土地地区画整理事業特別会計の決算額は、歳入 2 億 2,354 万 3,156 円、歳出 2 億 2,349 万 156 円、歳入歳出差引額 5 万 3,000 円となりました。

議案第 11 号は、令和 6 年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

国民健康保険特別会計の決算額は、歳入 40 億 4,535 万 6,167 円、歳出 38 億 2,117 万 9,529 円、歳入歳出差引額 2 億 2,417 万 6,638 円となりました。

議案第 12 号は、令和 6 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入 6 億 212 万 9,004 円、歳出 6 億 138 万 2,536 円、歳入歳出差引額 74 万 6,468 円となりました。

議案第 13 号は、令和 6 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

介護保険特別会計の決算額は、歳入 37 億 6,872 万 9,287 円、歳出 36 億 2,806 万 4,901 円、歳入歳出差引額 1 億 4,066 万 4,386 円となりました。

以上が、令和 6 年度さくら市一般会計及び各特別会計決算の概要であります。

議案第 14 号は、令和 6 年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和 6 年度の水道事業会計剰余金の処分については、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、令和 6 年度の水道事業会計の決算については、監査委員の審査に付したところ、意見を添えて回付されましたので、同法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

議案第 15 号は、令和 6 年度さくら市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和 6 年度の下水道事業会計剰余金の処分については、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、令和 6 年度の下水道事業会計の決算については、監査委員の審査に付したところ、意見を添えて回付されましたので、同法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

議案第 16 号は、市有財産の貸付けの変更についてであります。

本案は、令和 7 年 3 月 21 日に議決された市有財産の貸付けについて、貸付け財産の面積等を変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 17 号から議案第 22 号は、土地改良事業の施行についてであります。

本案は、土地改良事業を新たに施行するにあたり、土地改良事業計画を定めるため、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定により、同事業計画の概要について議会の議決を求めるものであります。

報告第 1 号は、損害賠償の額の決定に係る、専決処分事項の報告についてであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分をすることができるものとして、100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関することについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

報告第 2 号は、一般財団法人さくら市観光施設管理協会经营状况説明書の提出についてであります。

さくら市が出資している一般財団法人さくら市観光施設管理協会の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、経営状況説明書を提出するものであります。

報告第 3 号は、株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出についてであります。

さくら市が出資している株式会社道の駅きつれがわの経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、経営状況説明書を提出するものであります。

報告第 4 号は、令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3) 決算を認定すること。

(4)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7)～(15) 略

2 略

〔長の専決処分〕

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

（予算の執行に関する長の調査権等）

第 221 条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができ

る。

- 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。
- 3 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

（決算）

- 第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後3箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
 - 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4～7 略

（財産の管理及び処分）

- 第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。
- 2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。
 - 3 略

（行政財産の管理及び処分）

- 第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。
- 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。
 - (1) 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の

供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

- (2) 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
 - (3) 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合
 - (4) 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。
 - (5) 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
 - (6) 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

5～9 略

（財政状況の公表等）

第 243 条の 3 略

2 普通地方公共団体の長は、第 221 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令

で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

3 略

◎ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）（抄）

（土地改良事業の開始）

第 96 条の 2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

- 2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 略

◎ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）（抄）

（決算）

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

- 2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 略

- 4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

5～9 略

（剰余金の処分等）

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない

らない。

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3・4 略

◎ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）（抄）

（健全化判断比率の公表等）

- 第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

- 2 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 3 地方公共団体の長は、第 1 項の規定により公表した健全化判断比率を、速やかに、都道府県及び地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長にあつては総務大臣に、指定都市を除く市町村及び特別区の長にあつては都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該健全化判断比率を総務大臣に報告しなければならない。

4～7 略

（資金不足比率の公表等）

- 第 22 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2 略

- 3 第 3 条第 2 項から第 7 項までの規定は、資金不足比率について準用する。

○ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抄）

（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）

- 第 152 条 地方自治法第 221 条第 3 項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

(1) 略

(2) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

(3) 略

2～5 略

(法人の経営状況等を説明する書類)

第 173 条の 2 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

2 略

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u>	平成 17 年 第 1 回さ くら市議 会臨時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年さくら市条例第38号)(第1条関係)

(1/17)

改 正 案	現 行
(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第8条の2 任命権者は、次に掲げる子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第15条及び第18条の2第1項第3号を除き、以下この項及び第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。))のある職員(第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。))が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。))をさせるものとする。 (1) 小学校就学の始期に達するまでの子 (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子 2・3 略 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 略 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づ	(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第8条の2 任命権者は、次に掲げる<u>職員が規則の定めるところにより、その子</u>(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第8条の3第1項から第3項、別表第1及び別表第2において同じ。))を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、 _____当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。))をさせるものとする。 (1) 小学校就学の始期に達するまでの子<u>のある職員</u> (2) <u>小学校に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</u> 2・3 略 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 略 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>_____のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づ

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年さくら市条例第38号)(第1条関係)
(2/17)

改 正 案	現 行
く臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。	く臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。
3 略	3 略
4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者 _____を介 護する職員について準用する。この場合において、 第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある 職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜 (午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下 この項において同じ。)において常態として当該子 を養育することができるものとして規則で定める 者に該当する場合における当該職員を除く。)が、 規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、 並びに第2項及び前項中「 <u>小学校就学の始期に達 するまでの子のある職員が、規則で定めるところに より、当該子を養育</u> 」 _____ _____とあるのは、 「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則 で定めるところにより、当該要介護者を介護」 と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午 後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)におけ る」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理 するための措置を講ずることが著しく困難である」 とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替える ものとする。	4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者 (以下この項において「 <u>要介護者</u> 」という。)を介 護する職員について準用する。この場合において、 第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある 職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜 (午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下 この項において同じ。)において常態として当該子 を養育することができるものとして規則で定める 者に該当する場合における当該職員を除く。)が、 規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、 第2項中「 <u>3歳に満たない子</u> _____のある職員が、規則で定めるところに より、当該子を養育」とあり、及び前項中「 <u>小学校 就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で 定めるところにより、当該子を養育</u> 」とあるのは、 「_____要介護者のある職員が、規則 で定めるところにより、当該要介護者を介護」 と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午 後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)におけ る」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理 するための措置を講ずることが著しく困難である」 とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替える ものとする。
5 略	5 略
(病気休暇)	(病気休暇)
第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養 する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない と認められる場合における休暇とし、 <u>その期間 は、規則で定める。</u> _____ _____ _____	第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養 する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない と認められる場合における休暇とする。 _____ 2 病気休暇の期間は、公務(さくら市公益的法人等へ の職員の派遣等に関する条例(平成17年さくら市条 例第34号。以下「公益的法人等派遣条例」とい

○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年さくら市条例第38号)(第1条関係)

- 26 -

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年さくら市条例第38号)(第1条関係)

(4/17)

改 正 案	現 行
休暇とする。 2～4 略 <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> <u>第18条の2 任命権者は、さくら市職員の育児休業等に関する条例(平成17年さくら市条例第39号)第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) さくら市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と</u>	休暇とする。 2～4 略

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年さくら市条例第38号)(第1条関係)
(5/17)

改 正 案	現 行
<u>家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> <u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)</u> 第18条の3 <u>任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> 2 <u>任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> 第18条の4 <u>任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> (2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> (3) <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)
 ○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年さくら市条例第38号)(第1条関係)
 (6/17)

改 正 案	現 行								
	別表第1 (第14条関係)								
	<table> <tr> <th>休暇の原因</th><th>休暇を与える期間</th></tr> <tr> <td>1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</td><td>必要と認められる期間</td></tr> <tr> <td>2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</td><td>必要と認められる期間</td></tr> <tr> <td>3 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認めら</td><td>必要と認められる期間</td></tr> </table>	休暇の原因	休暇を与える期間	1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間	2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間	3 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認めら	必要と認められる期間
休暇の原因	休暇を与える期間								
1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間								
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間								
3 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認めら	必要と認められる期間								

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)
○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年さくら市条例第38号)(第1条関係)
(7/17)

改 正 案	現 行
	れるとき。 4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精 一の年度において6日の範囲内の期間

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)
○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年さくら市条例第38号)(第1条関係)
(8/17)

改 正 案	現 行
	神上の障害がある者 又は負傷し、若しくは疾病にかかった者 に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって規則で定めるものにおける活動 (3) (1) 及び(2) に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷、疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
	5 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 結婚の日の6日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する6日の範囲内の期間
	6 女性職員が生理のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間。ただし、2日を超えることはできない。
	6の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において6日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)
○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年さくら市条例第38号)(第1条関係)
(9/17)

改 正 案	現 行
	7 妊娠中の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回とし、必要と認められる期間
	8 女性職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
	9 妊娠中の女性職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき 当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間
	10 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響を与えると認められる場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
	11 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
	12 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年さくら市条例第38号)(第1条関係)

(10/17)

改 正 案	現 行				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="829 398 1145 667"></td><td data-bbox="1145 398 1469 667">期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</td></tr> <tr> <td data-bbox="829 667 1145 2016"> 13 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする場合 </td><td data-bbox="1145 667 1469 2016"> 1日2回それぞれ30分以内の期間又は1日1回60分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託できない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これ </td></tr> </table>		期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）	13 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする場合	1日2回それぞれ30分以内の期間又は1日1回60分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託できない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これ
	期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）				
13 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする場合	1日2回それぞれ30分以内の期間又は1日1回60分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託できない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これ				

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)
 ○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年さくら市条例第38号)(第1条関係)
 (11/17)

改 正 案	現 行
	に相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認若しくは請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間又は1日1回60分から当該承認若しくは請求に係る期間を差し引いた期間を超えない期間)
	14 職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間における2日の範囲内の期間
	15 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊婦の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は 当該期間内における6日の範囲内の期間

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)
 ○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年さくら市条例第38号)(第1条関係)
 (12/17)

改 正 案	現 行				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="831 409 1147 801"> 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 </td><td data-bbox="1147 409 1469 801"></td></tr> <tr> <td data-bbox="831 801 1147 2011"> 16 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 </td><td data-bbox="1147 801 1469 2011"> 一の年度において6日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間 </td></tr> </table>	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合		16 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において6日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合					
16 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において6日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間				

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年さくら市条例第38号)(第1条関係)
(13/17)

改 正 案	現 行
	17 第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護その他の規則で定める世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする職員が、当該世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をするため勤務しないことが相当であると認められる場合
	18 職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬

1の年度において6日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

親族に応じ別表第2の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあって

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年さくら市条例第38号)(第1条関係)

(14/17)

改 正 案	現 行
	儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。
	19 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため、勤務しないことが相当であると認められる場合
	20 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合
	21 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊し

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年さくら市条例第38号)(第1条関係)

(15/17)

改 正 案	現 行
	た場合で、当該職員 がその復旧作業等を行 い、又は一時的に 避難しているとき。 (2) 職員及び当該職 員と同一の世帯に属 する者の生活に必要な 水、食料等が著しく 不足している場合 で、当該職員以外に はそれらの確保若し くは学校保健安全法 (昭和33年法律第56 号) 第20条の規定に よる学校の休業その 他これに準ずるもの として規則で定める 事由に伴うその子の 世話をを行うこと又は その子の教育若しくは 保育に係る行事の うち規則で定めるも のへの参加をすること ができないとき。 22 地震、水害、火災そ の他の災害又は交通機 関の事故等により出勤 することが著しく困難 であると認められる場 合 23 地震、水害、火災そ の他の災害又は交通機 関の事故等に際して、 必要と認められる期間 必要と認められる期間

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)
 ○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年さくら市条例第38号)(第1条関係)
 (16/17)

改 正 案	現 行																					
	<table border="1"> <tr> <td>職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</td><td></td></tr> </table>	職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合																				
職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合																						
	別表第2 (第14条関係) <table border="1"> <tr> <th>親族</th><th>日数</th></tr> <tr> <td>配偶者</td><td rowspan="2">7日</td></tr> <tr> <td>父母</td></tr> <tr> <td>子</td><td>5日</td></tr> <tr> <td>祖父母</td><td>3日 (職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)</td></tr> <tr> <td>孫</td><td>1日</td></tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td><td>3日</td></tr> <tr> <td>おじ又はおば</td><td>1日 (職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)</td></tr> <tr> <td>父母の配偶者又は配偶者の父母</td><td>3日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)</td></tr> <tr> <td>子の配偶者又は配偶者の子</td><td>1日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)</td></tr> <tr> <td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td><td>1日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)</td></tr> </table>	親族	日数	配偶者	7日	父母	子	5日	祖父母	3日 (職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじ又はおば	1日 (職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)	子の配偶者又は配偶者の子	1日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
親族	日数																					
配偶者	7日																					
父母																						
子	5日																					
祖父母	3日 (職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)																					
孫	1日																					
兄弟姉妹	3日																					
おじ又はおば	1日 (職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)																					
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)																					
子の配偶者又は配偶者の子	1日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)																					
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)																					

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)
 ○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年さくら市条例第38号)(第1条関係)
 (17/17)

改 正 案	現 行				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="831 412 1038 577">兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td><td data-bbox="1038 412 1469 577"></td></tr> <tr> <td data-bbox="831 577 1038 701">おじ又はおばの配偶者</td><td data-bbox="1038 577 1469 701">1日</td></tr> </table>	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		おじ又はおばの配偶者	1日
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹					
おじ又はおばの配偶者	1日				

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)
 ○地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年さくら市
 条例第27号）（第2条関係）
 (1/1)

改 正 案	現 行
附 則 (経過措置) 第4条 暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第4条の規定による改正後のさくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。	附 則 (経過措置) 第4条 暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第4条の規定による改正後のさくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成17年さくら市条例第39号）（第3条関係）（1/3）

改 正 案	現 行
(部分休業をすることができない職員) 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。<u>以下同じ。</u>） (第1号部分休業の承認) 第22条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は</u> _____ _____ _____、30分を単位として行うものとする。 2 <u>休暇等条例第14条の特別休暇のうち規則で定めるものの_____又は休暇等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項</u> _____の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該	(部分休業をすることができない職員) 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く_____。） (部分休業_____の承認) 第22条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、休暇等条例第6条第4項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりに</u>おいて、30分を単位として行うものとする。 2 <u>休暇等条例別表第1の11の項に掲げる原因に基づく特別休暇又は休暇等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業_____の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> 3 非常勤職員に対する<u>部分休業_____の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該</u>

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成17年さくら市条例第39号）（第3条関係）（2/3）

改 正 案	現 行
育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 <u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u> <u>第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u> <u>第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）</u>	育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成17年さくら市条例第39号）（第3条関係）（3/3）

改 正 案	現 行
<u>第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> （部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第23条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第24条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたこととする。</u>	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第23条 職員が部分休業 _____の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第24条 第12条の規定は、部分休業について準用する。 _____

改 正 案	現 行
(給水区域) 第2条 さくら市水道事業の給水区域は、<u>さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u>（平成17年さくら市条例第164号）<u>第3条第2項</u>に定める区域とする。 (工事の施行) 第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2～5 略	(給水区域) 第2条 さくら市水道事業の給水区域は、<u>さくら市水道事業の設置等に関する条例</u>（平成17年さくら市条例第164号）<u>第2条第2項</u>に定める区域とする。 (工事の施行) 第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 2～5 略

さくら市下水道条例及びさくら市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市下水道条例（平成17年さくら市条例第161号）（第1条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
(指定工事店の指定) 第7条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が指定した指定工事店でなければ施工することができない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があるときは、この限りではない。</u> 2・3 略	(指定工事店の指定) 第7条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が指定した指定工事店でなければ施工することができない。 2・3 略

さくら市下水道条例及びさくら市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市農業集落排水処理施設条例（平成17年さくら市条例第136号）（第2条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
(排水設備の工事の施工) 第7条 排水設備の新設等の工事は、管理者が排水設備の工事について技能を有する者として認めた者の監督の下において施工しなければならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があるときは、この限りではない。</u>	(排水設備の工事の施工) 第7条 排水設備の新設等の工事は、管理者が排水設備の工事について技能を有する者として認めた者の監督の下において施工しなければならない。 _____ _____ _____